

改正

平成20年3月27日要綱第3号

平成21年3月19日要綱第10号

平成24年6月25日要綱第13号

平成24年7月31日要綱第15号の1

平成25年11月29日要綱第39号

平成26年9月17日要綱第21号

平成27年12月28日要綱第50号

南風原町母子及び父子家庭等医療費助成要綱

南風原町母子及び父子家庭等医療費助成要綱（平成7年南風原町要綱第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、母子及び父子家庭等（以下「母子家庭等」という。）に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、もって母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 児童 18歳に達した日の属する年度の末日までにある者をいう。
- （2） 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）

第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた女子であって、次のアからケに掲げる児童を監護している者をいう。

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 父が死亡した児童

ウ 父が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）別表第2に定める程度の障がいの状態にある児童

エ 父の生死が明らかでない児童

オ 父が引き続き1年以上遺棄している児童

カ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

キ 父がDV防止法第10条第1項の規定による命令(母の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童

ケ クに該当するかどうか不明な児童

(3) 父子家庭の父 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又はDV防止法第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた男子であって、前号アからキに掲げる児童を監護している者をいう。この場合において、前号の規定中イからキにおいて「父」とあるのは、「母」と読み替え、「母」とあるのは「父」と読み替えるものとする。

(4) 養育者 父母が死亡した児童又は父及び母が監護しない児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。

(5) 保護者 第2号から第4号までに掲げる者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する児童の状態にある場合の保護者を除くものとする。

ア 児童を監護しない母又は父と生計を同じくしているとき。ただし、当該保護者が施行令別表第2に定める程度の障がいの状態にあるときは、この限りでない。

イ 母又は父の配偶者に養育されているとき。ただし、当該保護者が施行令別表第2に定める程度の障がいの状態にあるときは、この限りではない。

(6) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

エ 国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(対象者)

第3条 この事業により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本町の区域内に住所を有する次のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者とする。なお、母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童については、本町の区域外に住所を有する場合であっても、対象とすることができる。また、住

民基本台帳に住所の記載がない場合であっても、本町を生活の本拠としていることが明らかでやむを得ない事情（配偶者の暴力から逃れるため、居所を明らかにできない場合など）で、住民票記載の申請が行えないときは、本制度の対象として差し支えない。

- (1) 母子家庭の母と児童
- (2) 父子家庭の父と児童
- (3) 養育者が養育する第2条第4号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親又は児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている者
- (3) 町が重度心身障害者医療費助成に関して制定している条例等に基づき医療費の助成を受けることができる者で、かつ、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱（平成3年8月8日施行）の対象となっている者
- (4) 町がこども医療費助成に関して制定している条例等に基づき医療費の助成を受けることができる者で、かつ、沖縄県こども医療費助成事業補助金交付要綱（平成6年4月1日適用）の対象となっている者
- (5) 前項に規定する対象者又は医療保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき医療費の額の全てを、国又は地方公共団体において負担している施設に入所している者（一部負担金が発生する者を除く。）
- (6) その他の法令等により、国又は地方公共団体の負担により支給されている公費負担の医療費及び交通事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費を受けることができる者
- (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

（対象者の制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、対象者としない。

- (1) 保護者の前年の所得（1月から7月までに申請する者については、前々年所得。以下同じ。）が、施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき。
- (2) 次のいずれかに掲げる児童の養育者の前年の所得が、施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるとき。

ア 第2条第2号イ又はエに該当する児童であって、かつ、父又は母がないもの

イ 第2条第2号カに該当する児童であつて、かつ、父又は母がいないもの

ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

エ 第2条第2号クに該当する児童であつて、母が死亡したものの又は母の生死が明らかでないもの

オ 第2条第2号ケに該当する児童

(3) 保護者の配偶者の前年の所得又は保護者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその保護者と生計を同じくするもの前年の所得が、施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の7月31日までは、前年における当該被災者の所得に関しては、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第12条第1項の規定を準用するものとする。

3 第1項に規定する所得の範囲は、施行令第3条の規定を準用する。

4 第1項に規定する所得の額の計算方法は、施行令第4条の規定を準用する。

(受給者証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、その家庭に属する対象者について、町長に申請し、医療費の助成を受ける資格を証する母子及び父子家庭等医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による申請には氏名、住所及び個人番号等を記載し母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)兼受給者台帳(様式第1号。以下「交付申請書兼受給者台帳」という。)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者、組合員、若しくは被扶養者であることを証する書類

(2) 戸籍の謄本又は抄本

(3) 世帯全員の住民票の写し

(4) 保護者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類

(5) その他町長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項の第2号から第4号までの書類の添付を省略することができる。

4 町長は、第1項の規定により申請があつた場合において、第3条に規定する要件に該当し、かつ前条第1項第2号ア及びイに規定する要件に該当しないと認めたときは、交付申請書兼受給者

台帳に記載して、受給者証を交付し、また、第3条に規定する要件に該当しないとき又は、前条第1項第2号ア及びイに規定する要件に該当すると認めるときは、母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書（様式第3号）により通知する。

- 5 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。
- 6 受給者は、受給者証を破り、汚し又は失ったときは、母子及び父子家庭等医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）により町長に受給者証の再交付を申請することができる。

（受給者証の有効期間）

第6条 受給者証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までとする。ただし、最初に交付される受給者証の有効期間は、受給者証の交付申請日（他市町村から受給者であった者が転入してきた場合は、本町の区域内に住所地を有することになった日）から最初に到来する7月31日までとする。

- 2 第3条に規定する対象者としての資格要件に該当しなくなった場合における受給者証の有効期間は、その事実の発生日の前日（死亡の場合は、発生日当日）までとする。

（助成の範囲）

第7条 町は、受給者の保険医療機関等における次の第1号に掲げる療養に要する費用の額から、保険給付、他法負担、一部負担金及び保険者が給付する附加給付を控除した額（以下「母子家庭等医療費」という。）を助成する。ただし、入院時食事療養費については助成対象経費の2分の1を助成する。

- （1） 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費をいう。
- （2） 他法負担 第3条第2項に規定する医療費をいう。
- （3） 一部負担金 別表に定める額をいう。
- （4） 保険医療機関等 次に掲げる機関をいう。
 - ア 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局
 - イ その他、町が定める病院、診療所又は薬局
 - ウ 指定訪問看護事業者（指定訪問看護ステーション）

- 2 次条第4項の申請を受理したときは、1,000円までの医療費については南風原町こども医療費助成の対象とする。

（助成金の申請方法）

第8条 受給者は、病院等において医療を受けるときは、医療保険証、受給者証及び母子家庭等医療費に係る領収証（様式第6号）用紙を提示し、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（入院時食事療養費に係る標準負担額を含む。以下「自己負担額」という。）を支払うものとする。

2 病院等は、受給者の自己負担額を受領したときは、領収証にその旨を記載し、これを受給者に交付するものとする。

3 受給者は、病院等に支払った自己負担額について助成を受けるときは、母子及び父子家庭等医療費助成金支給申請書（様式第5号）に所要事項を記載し、前項の規定により交付を受けた領収証を添付のうえ、町長に申請するものとする。

4 対象者の外来受診にかかる自己負担額について南風原町子ども医療費助成条例施行規則（平成6年南風原町規則第3号）第4条第1項又は第2項に規定する申請があったときは、前項の申請があったものとみなす。

5 前々項の申請は、原則として各診療月を単位として行うものとし、受給者が医療給付を受けた日の属する月の翌月から起算して2年以内に行わなければならない。

（届出の義務）

第9条 保護者は、次のいずれかに掲げる事情が生じたときは、母子及び父子家庭等医療費受給者変更（消滅）届（様式第7号）に受給者証を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

- （1） 受給者の氏名又は住所が変更したとき。
- （2） 医療保険各法の保険の種類又は医療保険証の記載事項に変更があったとき。
- （3） 受給者のうち一部の者が第3条に規定する対象者としての資格要件を欠いたとき。
- （4） 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。

2 保護者は、その家庭に属する受給者の現況について、毎年7月1日から7月末日までの間に、次に掲げる書類を添えて、現況届を町長に提出し、受給者証の更新をしなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が継続して手当を受給する場合における現況届についてはこの限りではない。

- （1） 世帯全員の住民票の写し
- （2） 保護者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類
（受給者証の更新、交付停止等）

第10条 町長は、前条の規定により届出を受理した場合（前条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。）において、第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは、受給者

証を交付し、第4条第1項の規定により対象者としないと決定したときは、受給者証交付停止の取扱いとする。

2 町長は、受給者が第3条の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書（様式第8号）により、当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

3 前条第2項の規定による届出が未提出の場合は、児童扶養手当法第22条の規定を準用し、2年を経過した場合、受給資格は消滅する。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 受給者は、医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第12条 町長は、偽りその他不正行為により、医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、母子家庭等医療費の助成について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱は、平成19年10月1日以後の診療に係る医療費から適用し、入院時食事療養費については、平成19年10月1日から平成20年3月31日診療分まで適用する。同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 改正後の第7条のただし書きについては、平成20年4月1日から平成21年3月31日まで適用する。

附 則（平成20年3月27日要綱第3号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日要綱第10号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月25日要綱第13号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年 7 月31日要綱第15号の 1）

この要綱は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年11月29日要綱第39号）

この要綱は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月17日要綱第21号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成26年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の南風原町母子及び父子家庭等医療費助成要綱の規定は、平成26年 4 月 1 日以降の診療分に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日要綱第50号）

この要綱は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

区分	一部負担金の額
外来受診	1 人 1 か月につき、1 診療機関ごとに 1,000円

様式第 1 号（甲）（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 5 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

様式第 6 号（第 8 条関係）

様式第 7 号（第 9 条関係）

様式第 8 号（第10条関係）